税だより

「滞納は許さない」併任徴収職員辞令を交付

町税の滞納徴収の強化を図る目的で、県及び玉名管内3町とそれぞれ税務職員の派遣協定を締結しました。

これにより、県の税務職員と共同で町税の滞納徴収を行うとともに、玉名管内の4町では、相互に職員を派遣しあいながら、合同で捜索差し押さえなどの強化を図ります。

5月9日に県、14日に玉名郡4町の併任職員辞令交付式をそれぞれ行い、佐藤町長から各職員に辞令が交付され、辞令が交付された職員から徴収率向上に向けた決意表明がありました。

▲佐藤町長（後列右から2番目）と県北広域本部収税課の職員

税務職員採用試験受験者募集

人事院九州事務局と熊本国税局では、税務職員採用試験の受験者を募集します。

税務職員採用試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校に入校し、1年間、税務職員として必要な専門知識を修得するための研修を受けることになっています。

その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

なお、募集要項は、次のとおりです。

1 受験資格

(1)平成31年（2019年）4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

(2)人事院が(1)に掲げる者に準ずると認める者

2 試験の程度 高校卒業程度

3 第1次試験 9月1日(日)

4 申込方法

人事院ホームページ申込専用アドレス(http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)又は「採用情報NAVI」（採用情報NAVI 検索）をご利用ください。

5 申込受付期間

6月17日(月)午前9時から6月26日(水)まで(受信有効)

6 お問い合わせ先

試験に関する詳しい情報については、次のところへお問い合わせください。

(1)人事院九州事務局
☎092-431-7733

(2)熊本国税局人事第二課試験研修係
☎096-354-6171
内線6046

(3)玉名税務署
☎72-2125
※自動音声案内

申告所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）をお忘れなく

平成31年分の「所得税及び復興特別所得税」の予定納税（第1期分）の納期限は、平成31年（2019年）7月31日(水)です。

納期限までに、金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください。「振替納税」をご利用の方は、納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

また、インターネットを利用した電子納税手続については、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp 又は e-Tax 検索）をご覧ください。

(注)予定納税とは、前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の「所得税及び復興特別所得税」の一部をあらかじめ納付する制度です。

問 玉名税務署
☎72-2125
※自動音声案内

源泉所得税等の納期の特例と納付

給与などの支払いの際に徴収した所得税及び復興特別所得税（以下「源泉所得税等」といいます。）は、給与などを支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。

なお、納付すべき税額がない場合であっても、翌月10日までに納付書（給与所得・退職所得の所得税徴収高計算書）を税務署へ提出していただく必要があります（e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用又は郵送等による提出もできます。）。

また、給与の支給人員が常時10人未満の事業所では、一定の手続きをすることにより、源泉所得税等の納付を年2回にまとめて納付することができる源泉所得税等の「納期の特例」制度があります。

具体的には、次表を参照してください。

源泉所得税等の納期の特例制度

区分	納付期限
1～6月に源泉徴収した所得税及び復興特別所得税	7月10日
7～12月に源泉徴収した所得税及び復興特別所得税	翌年1月20日

※納付期限の日が、日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限となります。

源泉所得税等のことでお分かりになりにくいことがありましたら、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp 又は 国税庁 検索）をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

問 玉名税務署
☎72-2125
※自動音声案内

「タックスアンサー（よくある税の質問）」のご利用方法等について

国税庁ホームページの「タックスアンサー（よくある税の質問）」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を、税金の種類ごとに調べることができます。

また、キーワードによる検索もできますので、是非ご利用ください。

◇パソコンから
（www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm）

◇携帯電話から
（www.nta.go.jp/m/taxanswer/）
携帯サイトは、右記のQRコードからもご利用になれます。

問 玉名税務署
☎72-2125
※自動音声案内

『収入保険』のご案内

安心のネットワーク NOSAI熊本

加入できるのは

収入保険の対象者は「青色申告」を行っている農業者（個人・法人）です。

加入申請時に青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

※ 加入申請時に白色申告では加入できません。

補償の対象となるのは

農業者が保険期間に生産・販売する農産物の販売収入全体が対象で、品目の限定は基本的にありません。また、簡易な加工品も補償の対象となります。

自然災害による収量減少による収入減少はもちろん、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少も補償します。

※捨て作りや意図的な安売り等については補償の対象外です。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので別立てにしています。

※大災害等により、保険金の受取以前に資金が必要な場合は、つなぎ資金を受けることができます。

補償の仕組みは

保険期間の収入が、基準収入（※1）の9割（補償限度）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補償します。（下図参照）

「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せができます。

保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助が行われます。

自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。

積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。

（青色申告書の提出年数が5年以上の場合）

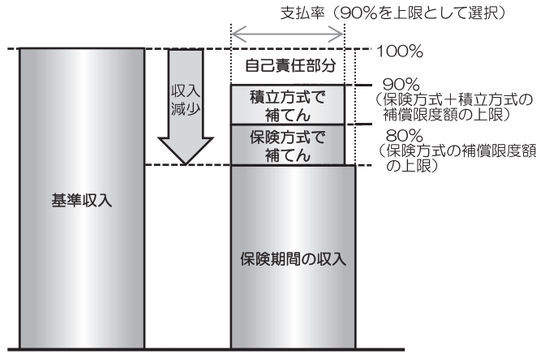

・基準収入は過去５年間（5年無い場合は実績のある年数分）の平均収入を基本として設定します。
・規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定します。

収入減少の要因は

次の図のような原因による収入減少も補償の対象になります。

- 自然災害や鳥獣害などで収量が下がった
- 市場価格が下がった
- 災害で作付不能になった
- 倉庫が浸水して売り物にならない
- 盗難や運搬中の事故にあった
- けがや病気で収穫ができない
- 取引先が倒産した
- 輸出したが為替変動で大損した

【お問い合わせ先】NOSAI熊本 本所 収入保険課 ☎0964-25-3202

備えの種をまこう。